

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から10年3月まで

私は、申立期間当時、不定期な仕事をしていたこともあり、国民年金保険料の免除申請を行っていた。また、将来もらえる年金額を考えると保険料を免除されたままより納付した方がいいことも知っていたので、経済的に余裕がある時はできるだけ保険料を納付するようにしていた。当時は未納期間が生じないよう気を付けていたので、申立期間について免除申請したことは間違いない。市役所が申請書を紛失したのではないかと思うので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ5か月間と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年6月19日以降、国民年金の加入期間について、申立人が第三号被保険者に該当しなくなった翌月の1か月間及び申立期間を除き未納は無く、申立人は未納期間が生じないよう努めていた状況がうかがえる。

また、オンライン記録により、申立人には保険料の免除申請が承認されている期間が4回確認でき、国民年金保険料免除申請制度についての知識も十分にあったものと考えられる。

さらに、申立人は、「子供二人の保育園料もかかる状態で、市役所へはよく相談に行っていた。仕事も不定期だったので免除申請は間違いなく手続した。」と主張しているところ、オンライン記録から、申立期間の前後の期間について保険料の免除申請を行っていることが確認でき、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の仕事や所得等経済状況に変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみ免除の申請を行わず、未納のま

まにしておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年3月まで  
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については、保険料の納付事実が無い旨の回答をもらった。私は、公的年金に加入してから将来もらえる年金の事を常に考えていたし、申立期間について実家近くの市役所支所で加入手続をして、その場で保険料を納付したか、又は後日納付書が届いてから金融機関で納付したと記憶している。申立期間について、未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金被保険者記録については、オンライン記録では未加入期間とされている上、A市保管の被保険者記録でも同様に未加入期間とされていることが確認できることから、申立期間については納付書が発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「若い時から年金制度に関心があり、会社を退職した際は、国民年金に加入し納付書で納付してきた。」と主張しているが、オンライン記録では、申立人には申立期間以外に未納期間及び2回の未加入期間が見られ、2回の未加入期間については、社会保険事務所（当時）から申立人に対し、第一号被保険者への種別変更手続の勧奨が行われているにもかかわらず現在も未加入期間とされていることが確認でき、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 28 年 9 月まで

私の年金手帳にはり付けられた社会保険事務所（当時）が作成したと思われる用紙に、「A社」、「取得 26. 4」、及び「喪失 28. 9」という記載が確認できる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないが、当該期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

なお、申立期間はB県に居住していたので、「A社」はB県に所在した事業所であったと思われる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金手帳にはり付けられた用紙に、『A社』、『取得 26. 4』、及び『喪失 28. 9』という記載が確認できることから、当該期間についても厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張しているものの、申立人は、A社の具体的な所在地、業務内容、同僚の氏名等を全く覚えていないため、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、適用事業所名簿から、申立期間当時、申立人が居住していたとするB県において、「A」という文字を含む厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、B法務局管内においても、申立期間当時、「A社」と同一又は類似名称の法人は確認できない。

さらに、申立人が所持する前述の年金手帳にはり付けられた用紙には、申立てに係る事業所を含めて三つの事業所に係る厚生年金保険の加入履歴とされる内容が記載されているところ、最初の事業所における厚生年金保険被保険者

資格の取得日及び資格の喪失日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳並びに当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格の取得日及び資格の喪失日と一致せず、2番目の事業所である申立てに係る事業所については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、3番目の事業所については事業所の名称にゴム印が使用されていることが確認できることなどから判断すると、当該用紙は、社会保険事務所において記録されたものとは考え難い。

このほか、申立ての事実について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、適用事業所名簿から、申立期間当時、C県に「A社」という厚生年金保険の適用事業所が確認できるが、当該法人は昭和49年12月3日に解散している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から4年12月1日まで

私は、平成2年3月から7年7月までの期間において、継続してA社で勤務した。途中、退職したことは無いのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する預金通帳により、平成4年11月5日にA社からの給与が振り込まれたことが確認できることから判断すると、具体的な期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、雇用保険の被保険者記録において、A社を平成3年2月1日に離職し、4年12月1日に再度被保険者資格を取得しており、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合するとともに、雇用保険受給資格者証の記録によると、申立人は3年2月1日に同社を離職した後、同年2月18日に求職の申込みを行っていることが確認できるところ、同年6月4日から同年12月24日までの期間において、申立人の保管する前述の預金通帳に係る口座に雇用保険の基本手当が振り込まれていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、平成3年2月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の同年2月15日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、B市の国民健康保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間について国民健康保険に加入していたことが確認できるところ、前述の預金通帳において、平成4年12月25日に国民健康保険税が引き落とされていることが

確認できる。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から30年5月31日まで

私は、申立期間当時、A県B市からC県D町に移り住んで、昭和27年11月から32年1月までの期間においてE事業所での業務に従事していたはずだが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとのことであった。申立期間について、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票及び申立人の妻のE事業所での業務に関する具体的供述等から判断すると、申立人が、申立期間のうち、少なくとも昭和29年6月以降の期間について申立事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の同僚が、「E事業所では、試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述しているところ、当該複数の同僚について、聴取結果から推認される入社時期が当該被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らないことがうかがえる。

さらに、昭和27年9月から30年5月までの期間において、E事業所に係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。